

平成26年3月定例会 総務委員会委員長報告

14番 寺沢 さゆりでございます。

私から、本市議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました諸議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております総務委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第1号 平成26年度長野市一般会計予算のうち、歳出、第2款 総務費、第1項 総務管理費について、7点申し上げます。

1点目は、地域いきいき運営交付金についてであります。

住民自治協議会の本格的な活動の開始に当たって平成22年度に創設された本制度であります。世帯数が算定の要素となっているため、人口減少の進む中山間地域においては、交付金が年々減少していることから、地域活動の停滞につながり、更なる人口減少に拍車を掛ける懸念があります。

そこで、人口に対して面積の大きな地域の実情に配慮した算定方法について検討するよう要望いたしました。

2点目は、支所発地域力向上支援金についてであります。

市長が掲げる支所長の権限強化を実効性あるものとするために創設された本事業は、所管区域の状況に応じて、支所長の裁量により補助金を交付するものであり、支所長の手腕の発揮が大いに期待されるところであります。

そこで、本制度が有効に活用されるよう、地域振興部全体の取組として支所長へ十分な支援を行うよう要望いたしました。

3点目は、随意契約についてであります。

本市では、現在、予定価格が50万円以下の工事は、随意契約となっておりますが、予定価格が50万円を超える場合には、競争入札となることから、迅速な対応が図れな

いといった状況が見受けられます。

そこで、消費税率の引上げを機会と捉え、随意契約の範囲の拡大を早急に検討するよう要望いたしました。

併せて、現在取り組まれている入札制度改革においては、競争性を担保しつつも地元事業者が優先して受注できるよう、総合評価落札方式の更なる改善について要望いたしました。

4点目は、新第一庁舎・新長野市民会館の建設工事についてであります。

平成26年度末のしゅん工を目指し、現在、本体地下部分の工事が行われておりますが、全国的な建設需給のひっ迫や県内での大型事業の集中、先月の大雪の影響などにより、予定していた工程に対し約1か月程度の遅れが出ているとのことであります。

市では施工方法の工夫などにより予定工期内での完成を目指しているとのことでありますが、今後も全国的に建設工事の職人不足が見込まれる中、工期にとらわれ過ぎる余地、安全への配慮や施工品質に問題が生じることが懸念されます。

所定の事務手続きにより、工期延長を行っても不利なく合併特例債を活用することは可能であるため、無理な作業工程の圧縮は行わず、工事の安全と品質の確保を最優先とした施工を行うよう要望いたしました。

5点目は、市民会議の見直しについてであります。

これまで住民自治協議会の主催で開催されている元気なまちづくり市民会議は、地域住民が市長と直接意見交換を行う大切な機会であり、その中で数多くの地域要望が市に伝えられ、会議の場で回答がなされてきました。しかし要望事項の中には、取組が進まず、毎年同じ要望が繰り返されているといったケースも見受けられます。

新市長の下、主催者である住民自治協議会との協働による新たな会議の形態について検討しているとのことでありますが、できない理由を考え伝えるための会議ではなく、できる方法を考え要望に応じていくための会議となるよう要望いたしました。

6点目は、AC長野パルセイロへの支援についてであります。

市では新年度、AC長野パルセイロの支援を目的として、ホームタウンながの推進事業を拡大実施することとしております。観客動員などについては、行政主導ではな

くパルセイロやスポンサー企業、市民の主導で行われることが理想であります。地域密着型プロスポーツチームであるAC長野パルセイロへの資金、観客動員両面での支援が、応援機運の高まりとともに、スポーツを通じた長野市の活性化に寄与することを期待するものであります。

7点目は、渋滞対策についてであります。

朝の通勤時間帯の渋滞緩和のため、市ではマイカー通勤の自粛などを呼び掛けておりますが、効果的な解決策を見出せていないのが実情であります。

市では、本年夏を目途に、本市の公共交通の将来像を明らかにするとともに、その実現に向けた指針となる長野市公共交通ビジョンを策定する予定であります。その早期策定と具現化が望まれるところであります。

長野市公共交通ビジョン策定に向け、基本的な将来の公共交通の在り方、新たな交通体系、公共交通の利用促進などについて検討が進められていますが、新たな橋の建設なども含めた効果的な渋滞解消策についても、中・長期的な視点に立って、総合的に検討するよう要望いたしました。

次に、第9款 消防費、第1項 消防費について2点申し上げます。

1点目は、消防団員の処遇改善についてであります。

本市の消防団員の報酬、手当については、現在国が示す基準を下回っており、消防団員の確保に苦慮する一因とも考えられます。

団員の処遇改善は、士気の高揚とともに、団員の確保と入団促進にも貢献すると思われまますので、今後の検討を要望いたしました。

2点目は、消防職員の増員と適正配置についてであります。

救急需要の増加に伴い、一部の消防署においては救急と火災の出動が重なった場合に人員の不足が生じる可能性があります。また、限られた人員の中での24時間勤務の編成は、職員の休暇、研修などにより調整が難しい場合もあり、連続勤務をせざるを得ない状況も発生してまいります。

装備などハード面の充実が進んでいるとはいえ、消防、救急はマンパワーが重要であり、職員の士気は、本市の消防力にも大きく影響してまいります。

そこで、無理のない編成が可能となるよう人員の確保を図ることを要望いたしました。

次に、議案第23号 平成25年度長野市一般会計補正予算のうち、歳出、第9款 消防費、第1項 消防費のうち非常備消防装備整備について申し上げます。

市では車両等の装備を計画に基づき毎年更新しており、今年度は国の臨時交付金等の事業を活用し、既に例年の二倍に当たる更新を行っておりますが、各消防団においては、更新の時期を迎えた車両が多くあるのが実情であります。

今回の補正予算は、緊急防災・減災事業により7台の小型動力消防ポンプと3台の小型動力消防ポンプ付積載車を配備するための予算措置であります。今後も機動力の向上による消防力強化のため、小型動力消防ポンプ付積載車を重点的に配備、更新するよう要望いたしました。

次に、地域振興部の所管事項について2点申し上げます。

1点目は区長の位置付けについてであります。

住民自治協議会の設立に伴い、これまでの住民自治の仕組みが大きく変わる中で区長委嘱制度が廃止されました。

しかし、区長は区民により選ばれた区の代表者であるとともに、多くの実務を担っていることから、現在でも地域においては大変重要な存在であります。

そこで、改めて行政との関係における区長の適切な位置付けについて検討するよう要望いたしました。

2点目は、財団法人自治総合センター等が実施する一般コミュニティ助成事業についてであります。

市が窓口となって県を通じて申請する本事業は、全国的に人気のある制度であり、本市においても毎年数件程度しか採択になりませんでした。昨年度は11件の申請に対し10件が採択されたとのことあります。

今後も、より多くの市民の要望に応えられるよう、更に積極的な対応を要望いたしました。

次に、企画政策部の所管事項について申し上げます。

新県立大学の施設整備についてであります。

平成30年4月の開学を目指す新県立大学については、後町小学校跡地に学生寮の建設が計画されており、地元住民からも、まちの活性化に寄与するものと期待されております。

先頃策定された新県立大学施設整備基本方針では、学生寮に地域貢献型施設を併設し公開講座等を実施するなど、地域住民への施設開放が想定されております。地域に根差した大学とするため、今後、できる限り地元の声を尊重しつつ地域に貢献するような施設とするよう県へ働き掛けることを要望いたしました。

続いて、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第1号 長野市市税条例の一部を改正する条例に関する請願について申し上げます。

本請願につきましては、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

なお、本請願は、市に対して対応を求めていますので、市長に送付し、その処理の経過及び結果の報告を求めることが適当であると決定したことを、併せて御報告申し上げます。

次に、請願第2号 「特定秘密保護法」の廃止を求める請願、請願第3号 特定秘密保護法廃止意見書の提出を求める請願、請願第4号 「特定秘密保護法」の廃止を求める請願について申し上げます。

以上3件の請願については、一括して審査を行いました。また、参考人として、請願第2号については請願者に、請願第3号については請願団体の事務局長に出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「いまだに、第三者機関として国民の意思を反映できるものがつくられていない。」「改めて、国の情報管理について、もっと明確なルールを作るということは必要だと思う。少なくとも外交上の秘密が担保されなければならないという事実は否定するものではないが、情報開示の期限を明確にしておかなければならないと思う。そういった情報公開に関わる法律を更に充実させていくことをまずは優先させる必要があるのではないか。そのためにも、特定秘密保護法を一旦、

廃止するということが必要だと思う。何ゆえこれだけ広範な国民の不安や反対の声があるのかを是非考えてもらいたい。」「昨年12月に国に意見書を提出したが、3か月たっても、我々の意見書の実効性が出てこない。」「法律が成立した後も、議会だけではなく、市民レベル、各団体レベルでの反対行動など、広範な人々の反対活動が行われている。それに応じて、これらの請願を採択し、意見書を関係機関に提出することが、市民の皆さんに託された議員としての役割ではないか。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「昨年12月の意見書で強く求めたとおり、国民の皆さんが安心していただけるように、しっかりとルールを明確にしてやっていくべきだと思うので、今回の請願については、賛成しかねる。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、それぞれ採決を行ったところ、請願第2号、請願第3号及び請願第4号については、いずれも賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、請願第5号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する請願について申し上げます。

本請願についても請願者に参考人として出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の構成メンバー、あるいは閣僚等の一連の発言などから考えると、懇談会が出す報告書は、集団的自衛権の行使を容認する方向でまとめられるという認識に立ってほぼ間違いないと思う。歴史的経過がある政府統一見解なる憲法解釈を、時の政権の思いだけで変えなくてはならない理由は何一つないと考える。集団的自衛権の行使を容認しないという従来の憲法解釈を堅持していくという観点からこの請願には賛成したい。前のめりで集団的自衛権の行使を閣議決定で変えようとしている安倍政権に対して、しっかりと地方の声をぶつけていくことが重要だと思う。」「戦後68年、今の平和憲法の下で今日の日本の繁栄があるわけで、この期に及んでなぜ憲法解釈を変えてまで武力による他国への進出をしなくてはならないのかと考えると、この時期に変えようということについては多くの国民も大変心配しており、請願者の願意を酌んで採択すべきである。」との意見が出されました。

一方、継続審査とすべきものとして、「なぜ憲法解釈を変更する必要があるのか、

変更した結果、何がどのように変わるのか、そういうことが全く分からない状況である。この4月に、安倍首相の私的諮問機関からある程度の報告がなされると報道されているが、報告は、総理の思いを反映するものと思われるので、それをしっかり見た上で、また、国会の中で、与党内でも異論のある部分について徹底的に議論してもらい、その経過を見る必要があると考えるので、継続審査としたい。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、継続審査について諮ったところ、賛成多数で継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。